

各「全国総合開発計画」の自然公園に関する記述（抜粋）

全国総合開発計画（昭和37年）

第7章 観光開発の方向

3. 観光開発推進上の基本方針

（1）この計画を推進するにあたっては観光資源とくに国立公園等に存在する自然の景観、史跡、名勝、天然記念物等の文化財について、積極的な保護をはかるものとし、この場合、産業観光との関連に十分留意し、両者の調整をはかるとともに、観光資源の利用を促進するため、国内ソーシャル・ツーリズムの普及発達等、国民の観光需要の必要化と国際観光の増大に対応した道路、鉄道、空港、港湾等の観光基盤および宿舎等の観光施設の整備ならびに都市公園、自然公園等の適正配置につとめるものとする。

（2）地域的観光開発の方針はつぎのとおりとする。

3）観光地への特化が有利な地区においては、つぎの措置を講ずるものとする。

（ロ）新たに観光開発を推進するところにおいては、広域的な観光地形成に重点をおき、道路、鉄道、空港、港湾等、観光基盤の整備を通じて、観光ルートを開発し、観光企業の秩序ある誘導をはかるとともに、ユースホステル、国民宿舎、国民休暇村等の宿舎休養施設と、自然公園、ハイウェイパーク等の整備につとめる。また、観光による教育的効果を高めるため、博物館等の教育文化施設の整備に留意するとともに、海外観光旅行者の来訪を促進するため、国際観光に適応した宿舎施設等の整備につとめる。

新全国総合開発計画（昭和44年）

第一部 国土総合開発の基本計画

第4 計画の主要課題

2 産業開発プロジェクトの実施

2-4 観光レクリエーションの主要計画課題

（1）自然観光レクリエーション地区の整備および大規模海洋性レクリエーション基地の建設

国民総生活時間に占める戸外レクリエーション時間が昭和40年の年間501億人・時より、昭和60年の1015億人・時へと約2倍に拡大するなかで、消費水準の向上、機動性の増大も伴って、レクリエーション需要は大幅に増大し、その形態も大きな空間を必要とするレクリエーション活動の比重が高まる。

このような傾向のなかで、自然観賞、登山、ハイキング、スキー、スケート等、山岳、森林を対象にしたレクリエーションに必要とされる自然観光地域の総面積は、昭和60年に約500万ヘクタールとなる。レクリエーション活動を快適に行うために、自然観光地域のなかで、大規模かつ集中的に、ガス、水道、電気等の施設利用が可能なキャンプ場、

ホテル、ヒュッテ、スケートリンク、ゲレンデ等の施設が完備した自然観光レクリエーション地区約5万ヘクタールを整備する。

一方、水泳、ヨット、モーターボート、釣り、スキューバダイビング等海洋性レクリエーションの比重も高まり、このため、昭和60年に全国で必要とする海岸線延長は約1000キロメートルとなる。このような需要に対応するため、海岸線の整備を図るとともに、約10キロメートルに及ぶ人工海岸の構成を中心として、ヨットハーバー、海中公園等の施設を含む大規模海洋性レクリエーション基地を数ヶ所建設する。(中略)

これら自然観光地域の開発整備に当たっては、自然との調和に十分配慮しなければならない。

3 環境保全のための計画

3-1 自然および歴史的環境の保護保存に関する主要計画課題

(1) 自然の保護保存

人類は、自然を開発利用することによって生活の場を拡大し、今日の繁栄をもたらしたが、都市化の進展とともに国民の自然への渴望はいっそう深刻化し、いまや、自然は、現代ならびつぎの世代のために保護、保存されるべき貴重な国民の資産となっており、学術研究、レクリエーション、国土保全あるいは生産の場として森林、山岳、湖沼、海岸、海中等の自然を保護、保存し、さらに、都市環境のなかに自然を積極的に創出することはきわめて重要である。

このため、野生的未開発の性格をあるがままに温存し、学術研究、限られた野外レクリエーション等の目的で徒歩利用のみが許されるような地帯約60万ヘクタール、国土保全上も重要であり、自然状態を破壊せず、これと調和した利用施設が設置されるような地帯約600万ヘクタールについて、区域を設定し、計画、管理する。

また、農地、草地、林地、海岸、湖沼、河川等約2900万ヘクタールおよび沿岸海域については、生産の場であると同時に、国民の自然レクリエーションの中心的な場として重要な役割を果たして行くものである。したがって、産業開発に当たっては、自然の景観や資源を破壊することのないよう十分配慮するとともに、農林水産業等の産業活動をも含めた自然レクリエーション地帯を形成し、また、自然地帯を連絡する自然遊歩道等豊かな自然を享受するための関連施設を積極的に整備し、自然と人工の調和を図りつつ、自然環境を保全する。

第三次全国総合開発計画（昭和52年）

第2 定住構想のフレーム

3 生活様式と水準

（レクリエーション）

（中略）このようなレクリエーション活動のなかで、人々は国土との直接のふれあいを求めることとなるが、この需要は、我が国全体で昭和60年には約5億8000万人・回、65年には約7億人・回に達する。

これに対応して、昭和60年（65年）には、登山、スキー等の山岳性スポーツ、自然観賞、行楽等に必要とされる自然レクリエーション地域は、約570万ヘクタール（約600万ヘクタール）、また海水浴等の海洋性スポーツに必要な海洋性レクリエーション地域は、海岸延長で約1300キロメートル（約1500キロメートル）となり、レクリエーションスペースを拡大することが必要となる。しかし、国土条件の制約から地域的に野外レクリエーションスペースの供給に限界があり、また、一定の地域に過度に利用が集中すれば、自然環境が悪化するおそれがある。したがって、レクリエーションスペースと他の土地利用との調整および自然環境の保全とレクリエーション利用との調整が重要な課題となる。

第4 主要計画課題

1 国土の管理に関する計画課題

（1）自然環境の保全

（中略）近年の人口の急激な増加と、重化学工業を中心とする工業化を背景とした高密度な都市化社会の中で、人間が比較的短期に形成してきた社会的、経済的状況を前提として急激な自然の改変を行ってきたため、国土利用の偏在と環境の悪化をもたらし、土地、水、緑といった国土資源の有限性を一層深刻なものとしてきている。特に、都市の巨大化に伴い、日常生活において自然との接触の機会が減少し、自然に対する日常的感覚を失うと同時に生物的欲求としての自然への渴望が深刻なものとなっており、余暇時間の増大とあいまって、自然遠きへの圧力が大きなものとなってきている。他方、従来人が定住することで維持管理が図られてきた農山漁村や離島においては、過疎化のため、管理主体を失うことにより生ずる自然環境への影響が深刻なものとなっており、国土の管理を視点とした自然環境の保全が重要な課題となってきている。

このような視点に立って、国土に存在する貴重な植生、野生生物、地形、地質等のかげがえのない自然やすぐれた自然については、将来に起こり得べき事態を十分考慮に入れて保全を図るとともに、自然特性及びその利用の態様に応じて、国土を高地山岳地帯、農林業地域・都市などの中間地帯並びに海岸及び沿岸海域に区分し、それぞれの地帯における自然環境の特性と相互の関連性を踏まえて、自然環境の保全を図る必要がある。

気象、地形等の自然条件が厳しく、自然の復元力も弱い高地山岳地帯では、原則として

開発を抑制し、自然の保護・保存を基調とした保全を行う。

海岸及び沿岸海域については、海岸の特性及び周辺の自然生態系と土地利用を考慮して漁業、海浜レクリエーション等の多目的利用の空間を確保することにより、自然環境の保全を図る。

また中間地帯については、生活及び生産活動の主要な場であるので、適正な土地利用計画の下に、すぐれた自然景観や弱い自然の保全を図るものとし、特に水系及び緑地系統を快適な生活環境の重要な要素として保全・整備する。また、農林業地域に見られる管理された自然については、自然環境の保全と生産活動とが調和のとれた方法でその管理を行う。

自然環境の保全を推進するに当たっては、自然環境が本来国民の共有資源であるという認識に立ち、国民一人ひとりが役割と責任を分担しあいながら行う主体的な保全の努力を中核として、これと一体として体系的な保全の施策を実施することが必要である。

このため、身の回りの自然から原生の自然に至るまで幅広い自然への関心と保全への積極的参加が可能となる基盤の整備を図る。そのため、うるおいのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資することを目的として、日常生活圏においても自然との直接的交流が可能となるよう樹林地、水辺等の自然を積極的に保全し、既に緑が喪失され、自然環境が悪化している一部既成の市街地では樹林の造成など自然的環境を創出する。また、都市、農業地域、山岳森林地域へと連続して自然の系を伝える水系の保全を推進するとともに、自然とのふれあいの基本的形態である歩くことへの復権を図るため、緑道、自然歩道及び旧街道等の歴史道を連絡したみちの整備・復元を行う。更に、だれもが参加し利用できる開かれた研究・調査のために、自然環境についての科学的データを広範囲に収集するための基盤を整備するとともに、これらの情報を集成して自然目録を作成・管理すること、一層広範な国民の自然保護への認識と参加を目的とした環境教育の一環として自然解説施設等の整備及び人材の養成を行うことが必要である。

しかし以上のような自然環境の保全には、ゾーニングによる開発行為の規制から自然の回復・復元のためのプロジェクト、更にそれら自然の維持・管理まで広範な対象とさまざまな方策が必要である。

このため、保全のための施設の整備、土地の公有化等を積極的に進めるほか、保全のための費用負担の公平化など必要な施策を総合的に講ずることを検討する。また、国民の国土管理のための実践的活動への積極的参加を求めることについても検討する。

第四次全国総合開発計画（昭和 62 年）

第 章 計画実現のための主要施策

第 1 節 安全でうるおいのある国土の形成

（ 5 ）環境の保全

1）自然環境の保全

（自然環境の保全とふれあいの増進）

自然環境の保全については、海域、都市から農林業地域、山岳森林地域までを連続した自然の系として認識し、多様な生態系の維持を基調としつつ、優れた自然風景等の自然環境の特性に応じて体系的な保全を図るとともに、これらとのふれあいの増進を図る。

このため、原生林、湿原、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育地等国土に残された貴重な自然については、自然環境保全制度等により保全地域を設定して開発を抑制するなど、厳正な保護を基調とした保全を図る。これら原生的な自然は、かけがえのない国民共通の資産であることから、管理のためにその負担の公平化を図る。

また、生活環境としての自然環境の保全のため、現存する都市内の樹林、都市近郊林等の保全を図るとともに、樹林の造成など自然的環境の創出を図る。この場合、鳥や昆虫、河川や湖沼の魚など小動物が生息できる、いわば野生的自然を都市に回復して自然環境の質を向上させるなど、自然と人間の共生を図る。

保全された自然と国民のふれあいを増進するため、国立公園などに含まれる原生的な自然から都市の身近な自然まで、日常生活圏、余暇活動における行動範囲等に応じた必要な場を確保するとともに、自然観察のための施設や歩くための道等を整備する。また国民の自然への理解を深めるため、自然保護教育を原生的な自然から身近な自然まで自然のレベルに応じて体系的に推進することとし、施設の整備等を図る。

21世紀の国土のグランドデザイン（五全総：平成 10 年）

第 2 部 分野別施策の基本方向

第 1 章 国土の保全と管理に関する施策

第 2 節 豊かな自然の保全と享受

1 自然環境の保全

国民の自然志向、生物の多様性の確保への要請を踏まえ、また地域の自然的、社会的特性やラムサール条約等の国際的な取り決めを考慮しつつ、まとまりのあるすぐれた自然環境を有する国立公園等を美しく健全な国土を形成する上での基礎的な蓄積として保全、整備するとともに、農林水産業等を通じた二次的な自然の維持、形成、市民団体等との連携による里山林等の維持、形成等を進める。同時に人工化の著しい市街地等の土地、沿岸域等において、公共的施設整備等の事業により、樹林地、水辺地の創出、再生等を図るとともに、人工構造物も活用して緑化空間や生物生息空間等を整備し、自然的環境の回復を図る。

る。

(2) 自然とのふれあいのための条件整備

保全、回復された自然環境については、国立公園等の自然維持地域、農山漁村、都市といった地域の特性を考慮しつつ、自然とふれあい、自然への理解を深める場として活用するため、保健休養、自然観察、野外生活体験、農林漁業体験等のための施設や広域的な歩道網を計画的に整備するとともに、自然環境保全活動への参加の促進に向けた人材の育成や情報提供、費用徴収を含めた管理の充実等を進める。